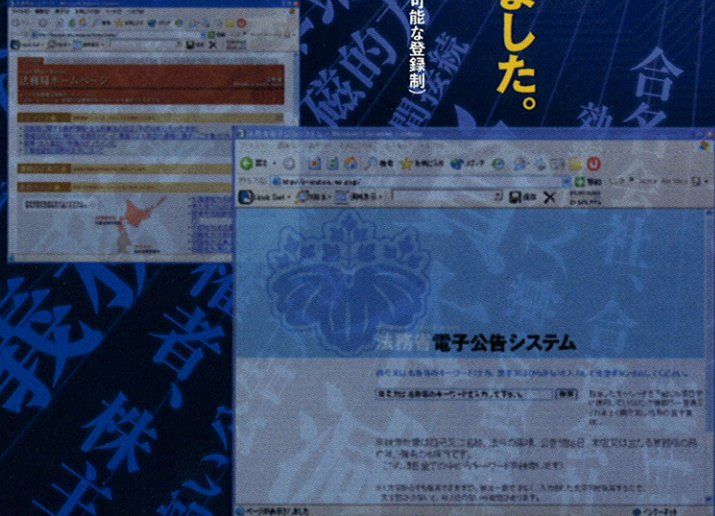
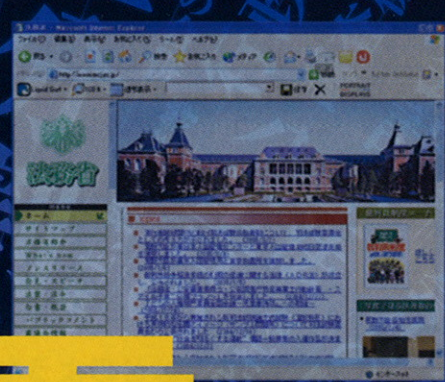
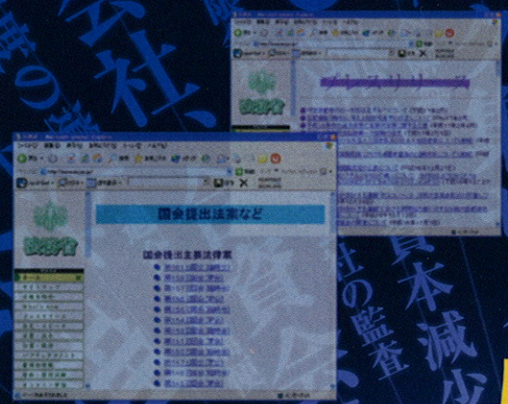


電子公告 が始まる。

公告の検索が、インターネットでより便利になりました。

- 会社が定期的にインターネットを使って電子公告を行います。
- 会社が電子公告をしたことを証明するための調査機関の設置を行います。(民間参入可能な登録制)
- サーバーのダウンやハッカーの侵入による中断に対する救済措置があります。
- 法務省が電子公告のリンク集サイトを設置します。



法務省 民事局

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji81.html>

電子公告制度に関する



Q1 電子公告とはどのような制度ですか。

A 従来、官報・日刊新聞紙に掲載していた会社の公告を、インターネットを利用して会社のホームページ等に掲載する方法によって行うものです。

Q2 電子公告を行うためには、どのような手続が必要でしょうか。

A 会社の定款に、会社の公告をする方法として電子公告による旨を定めておく必要があります。また、電子公告を開始する前に、調査機関(※Q3参照)に電子公告の調査を依頼しておく必要があります。

Q3 調査機関とは何ですか。

A 会社の公告が公告期間中にホームページに掲載されていた事実を証明する、法務大臣の登録を受けた民間の機関です。

Q4 調査機関は誰でもなれるのですか。

A 調査機関は、法務大臣の登録を受けた者に限られます。

Q5 電子公告はどの位の期間、ホームページに掲載しなければならないのでしょうか。

A 公告する内容により、法律(商法第166条ノ2第1項)で掲載する期間がそれぞれ定められています。

Q6 電子公告を行っていたことは、どのようにして証明すればいいのでしょうか。

A 調査機関が発行する調査結果通知書により証明することができます。

Q7 調査機関に調査を委託する場合の手数料の金額は、どのくらいでしょうか。

A 電子公告調査の料金に関する事項については、各調査機関ごとに業務規程に定めていますので、直接、調査機関にお問合せください(調査機関は、法務省ホームページの該当ページに掲載しています)。

Q8 公告期間中に、公告を掲載していたホームページのサーバがダウンしてしまったような場合、その公告をやり直さなければならないのでしょうか。

A サーバのメンテナンスなどによって、一時的に公告の掲載が中断するような場合のように、その中断したことが会社の責任によるものではなく、中断していた期間が全体の10分の1を超えないものであって、中断していたことを公告に追加して掲載しておけば、効力に影響はないこととされています(商法第166条ノ2第2項)。

Q9 電子公告を行っている会社を調べたいのですが、どうすればいいのですか。

A 電子公告を行っている会社のリンク集ホームページをご覧ください。

URL

電子広告リンク集ホームページのアドレスは、こちらです。

<http://e-koukoku.moj.go.jp/>